

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、国民健康保険の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及(昭和25年法律第226号)び国民健康保険法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、国民健康保険の賦課額を計算し、賦課決定及び通知書の出力等を行う。 なお、特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
所得情報ファイル 減免軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16,30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条8号及び別表第二の27,42,44,45の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第20条及び第25条 [番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条8号及び別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項並びに内閣府・総務省令第7号第1条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-483-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市榎井一丁目1番1号 電話 072-483-3431

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 ②所得・資産の申告書に関する確認	賦課決定及び通知書の出力等を行う。 ②所得の申告書に関する確認	事後	
平成31年4月24日	2.特定個人情報ファイル名	所得・資産情報ファイル	所得情報ファイル	事後	
平成31年4月24日	5評価実施機関における担当部署	保険年金課長 川崎 純子	保険年金課長	事後	
平成31年4月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部税務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-9031	健康福祉部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事後	
平成31年4月24日	1.対象人数	平成27年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	2.取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	4.リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和2年4月1日	評価書名	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年4月1日	個人のプライバシー等の権利保護宣言	泉南市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	泉南市は、国民健康保険の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	事後	
令和2年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務	国民健康保険の賦課に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法及(昭和25年法律第226号)び国民健康保険法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、国民健康保険税額を計算し、賦課決定及び通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認	地方税法及(昭和25年法律第226号)び国民健康保険法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告情報及びその他社会保障に係る各種照会情報に基づき、国民健康保険の賦課額を計算し、賦課決定及び通知書の出力等を行う。 なお、特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認	事後	
令和2年4月1日	5.評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉部保険年金課	福祉保険部保険年金課	事後	
令和3年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	[番号法別表第二における情報照会の根拠]番号法第19条7号及び別表第二の27,42,44,45の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第20条及び第25条 [番号法別表第二における情報提供の根拠]番号法第19条7号及び別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項並びに内閣府・総務省令第7号第1条	[番号法別表第二における情報照会の根拠]番号法第19条8号及び別表第二の27,42,44,45の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第20条及び第25条 [番号法別表第二における情報提供の根拠]番号法第19条8号及び別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項並びに内閣府・総務省令第7号第1条	事後	